

入札談合・官製談合防止

1 定義及び必要性等

(1) 入札談合・官製談合防止に関する定義

ア 入札談合

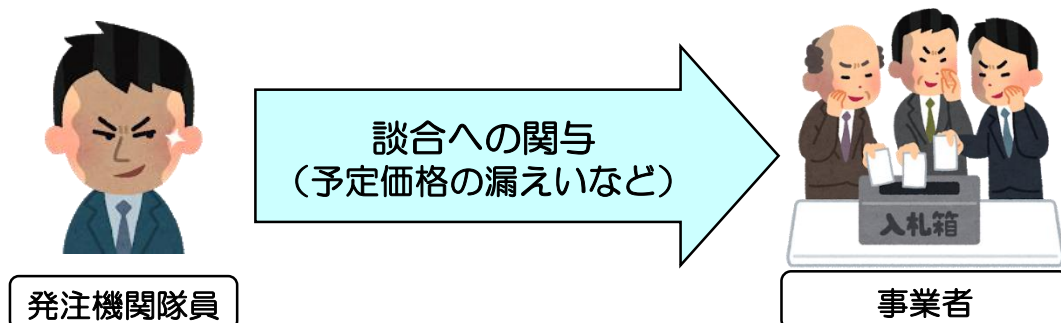
一般競争入札や指名競争入札、また随意契約であっても企画競争や見積り合わせのように実質的に競争入札と変わらない形態のものなど、事業者間の公正かつ自由な競争を通じて契約の相手方や契約価格等を決める過程において、競争を回避するため、**入札参加者等の間であらかじめ受注予定者や受注価格等を取り決めるなどすること**です。



イ 官製談合

発注機関の隊員が関与した入札談合のことであり、関与の態様としては、受注予定者をあらかじめ指名したり、予定価格を漏えいするなど様々な行為があります。

官製談合を行うということは、本来入札談合の被害者であるはずの発注機関側が入札談合を主導したり、助けたりすることであり、防衛省・自衛隊に対する信用を著しく失墜させることになります。



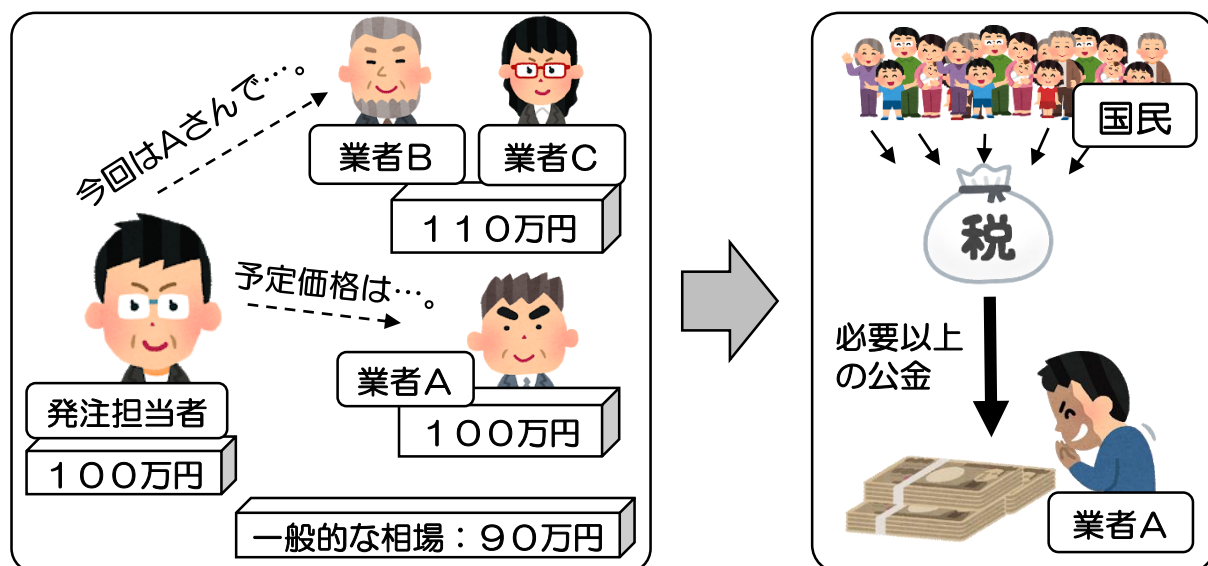
(2) 入札談合・官製談合防止の必要性

ア 税金の無駄遣い

入札談合・官製談合が発生すると、事業者同士が競争をしなくなるため、公正かつ自由な競争が行われた場合に比べて、契約価格が高くなります。

公正かつ自由な競争が行われていれば支出する必要のなかった公金が、無駄に支出されていたということになり、入札談合・官製談合の防止は、税金の無駄遣い防止の観点からも重要です。

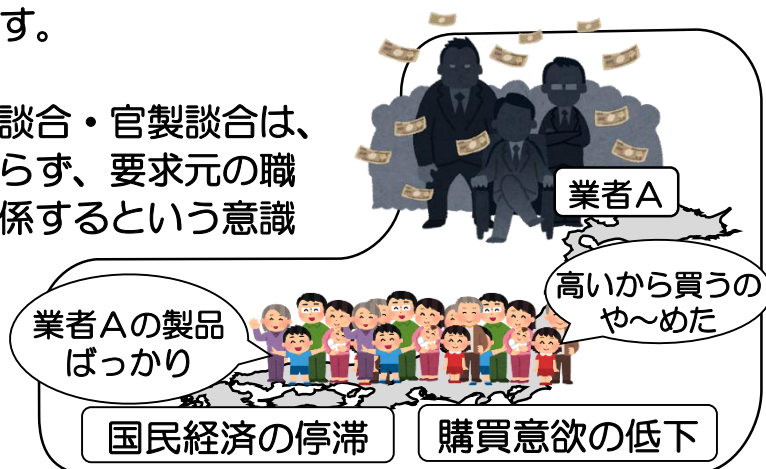
入札談合は発注機関の利益を損ない、ひいては納税者である国民の公共の利益を損なう違法行為です。特に官製談合は、**公務員が予算の適正な執行を阻害するという、国民に対する背信行為に等しい**ものです。



イ 国民経済の発展を阻害

入札談合・官製談合が行われることにより、事業者の公正かつ自由な競争が阻害されるとともに、安くても良いものを供給するという競争に耐えられない非効率な事業者が温存されるなどして、国民経済の発展が阻害されます。

ウ 上記を踏まえ、入札談合・官製談合は、調達等関係隊員のみならず、要求元の職員等も含め全隊員に関係するという意識を持たなければなりません。



(3) 関係法令

ア 刑法（公契約関係競売等妨害）

第96条の6において「公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為」や、「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で談合すること」を禁止しています。発注機関の隊員が事業者に予定価格を漏えいしたり、その他入札談合に関与する行為をした場合、この規定により処罰される場合があります。



イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

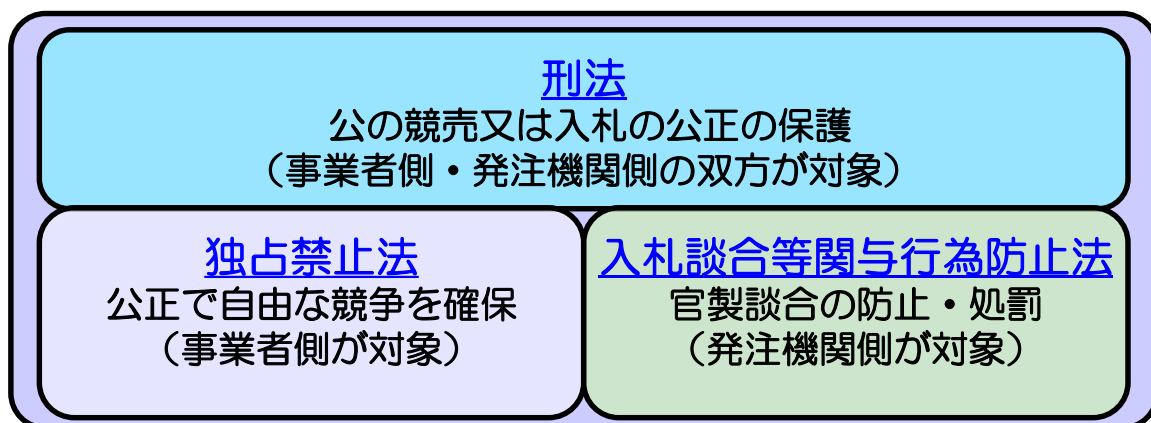
事業者間の公正かつ自由な競争を促進することで事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、国民経済の発達を促進することを目的とした法律であり、入札談合は「不当な取引制限」として禁止され、違反した事業者には行政処分や刑事罰が科されます。

また、本法の刑事罰規定に基づく事業者の違反行為の共犯として、発注機関の職員に対し刑事罰が科されることもあります。

ウ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（入札談合等関与行為防止法）

官製談合に対する批判の高まりを受けて平成14年に制定された法律です。公正取引委員会による各省の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求等について定めたものであり、発注機関の隊員が知っておくべき重要な法律です。細部については次号で解説します。

入札談合等における法令の関係



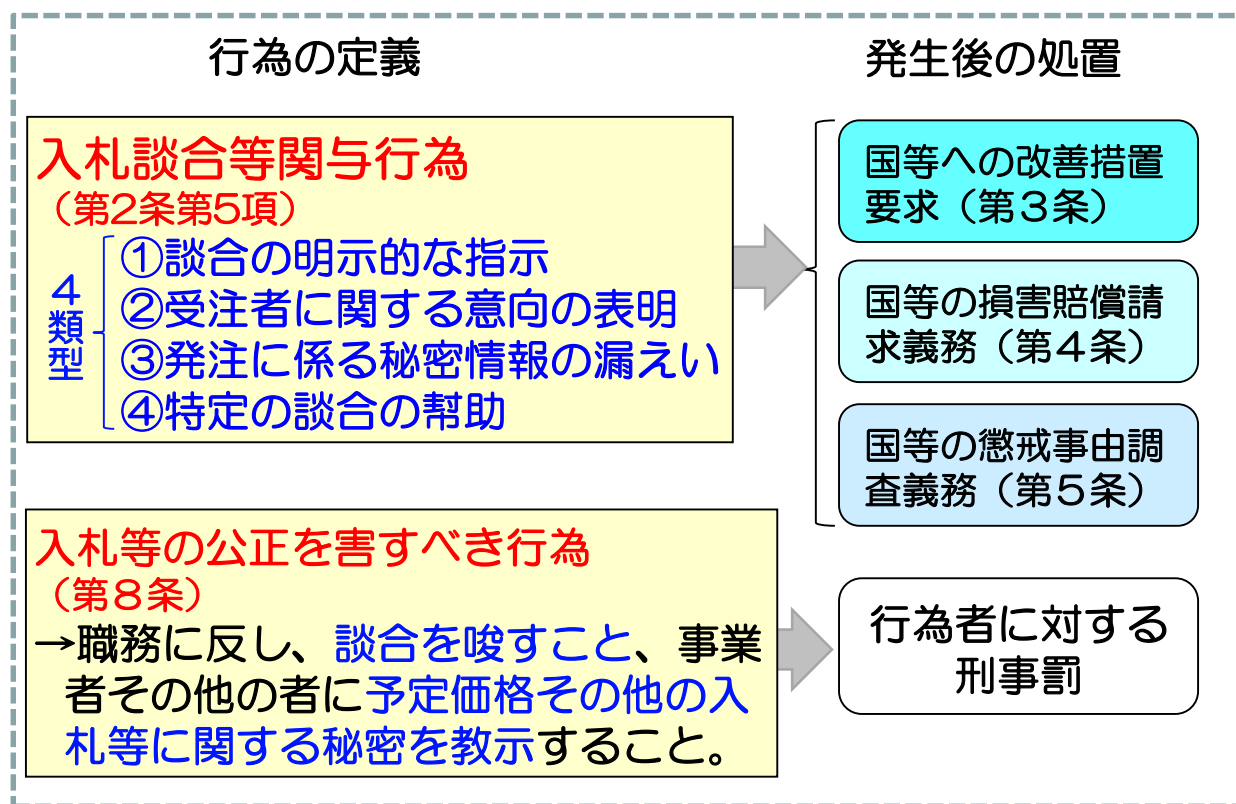
(4) 入札談合等関与行為防止法の概要

ア 法律の構成

入札談合等関与行為防止法は、「入札談合等関与行為」と、「入札等の公正を害すべき行為」を規制しています。

「入札談合等関与行為」として、後述する4類型を定め、当該行為を排除するための行政上の措置、当該行為を行った職員に対する発注者の賠償請求義務、懲戒事由の調査義務、関係行政機関の協力について規定しています。

また、「入札等の公正を害すべき行為」を行った職員に対する刑事罰について規定しています。



事業者間における入札談合等に係る調査の結果、職員による「入札談合等関与行為」が認められた場合は、公正取引委員会から各省各庁の長等へ改善措置要求等が行われ、職員に対する損害賠償請求や懲戒処分を行うことになります。

また、「**入札等の公正を害すべき行為**」を行われたときは、当該職員に対して刑事罰が科されることがあります。

なお、「入札等の公正を害すべき行為」は、行為の態様が入札談合等関与行為の4類型に限定されない広い概念です。隊員が、職務に反し談合を唆すこと等により、入札等の公正を害すべき行為を行った場合には、隊員による「入札等の妨害の罪」が成立します。

イ 入札談合等関与行為（第2条第5項）と具体例

（ア）談合の明示的な指示（第1号）

事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

【例】 事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者にその目標を達成するよう調整を指示すること。

（イ）受注者に関する意向の表明（第2号）

契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

【例】 発注担当隊員が受注者を指名あるいは発注担当隊員が受注を希望する事業者名を教示すること。

（ウ）発注に係る秘密情報の漏えい（第3号）

入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

【例】 ○本来公開していない予定価格を漏えいすること。
○本来公開していない指名業者の名称、総合評価落札方式における入札参加業者の技術評価点等、あるいはその入札を実施することを予定している事務所等の名称等を漏えいすること。

（エ）特定の談合の幫助（第4号）

特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

【例】 特定の入札談合等を容易にすることを目的として行う次の行為。
○指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする行為
○事業者の作成した落札予定者に係る割付表を承認し、入札談合を容易にする行為
○分割発注の実施や発注基準の引下げなど発注方法を変更し、入札談合を容易にする行為

ウ 入札談合等関与行為発生時の処置

防衛省・自衛隊の隊員が「入札談合等関与行為」を行い、公正取引委員会がその旨認定した場合、公正取引委員会は防衛大臣に対して改善措置を講じることを求めます（第3条第1項）。

（ア）改善措置（第3条第4項）

当該求めを受けた防衛大臣は、事実関係を調査し、当該行為を排除するために必要な措置を講じなければなりません。

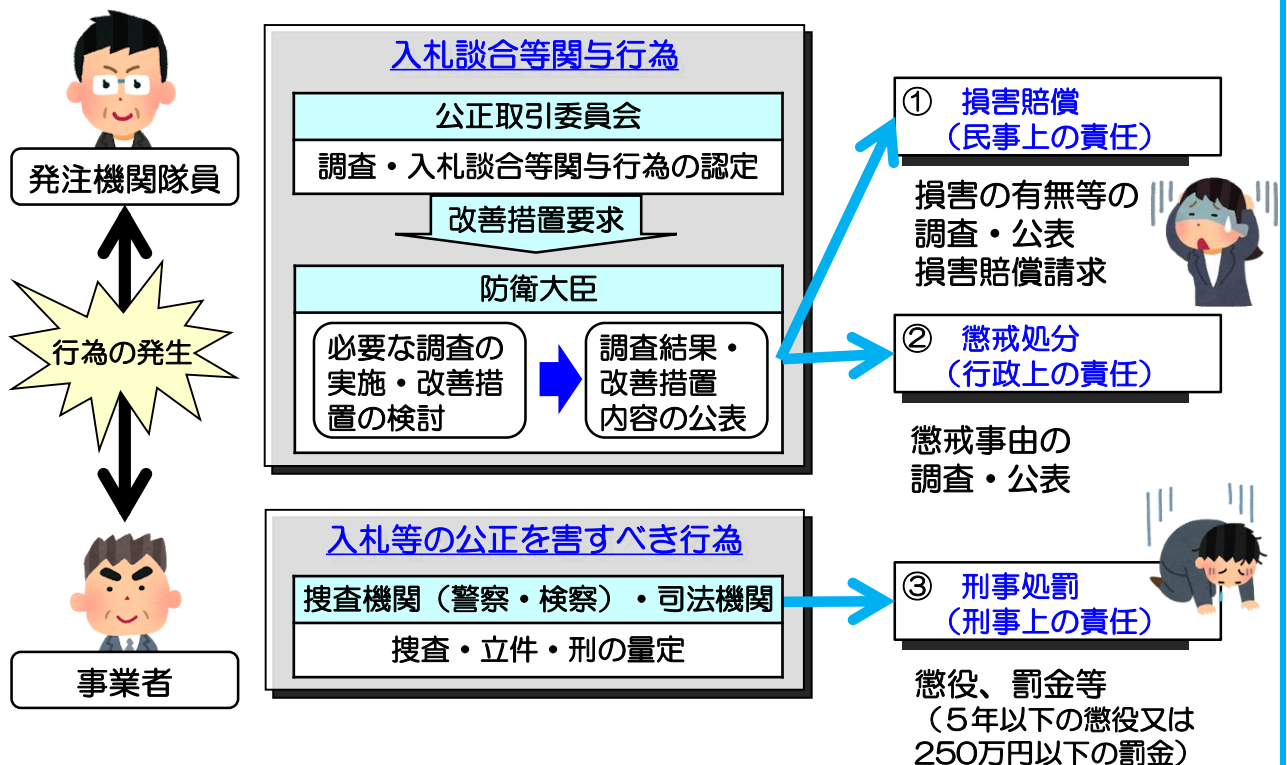
（イ）損害賠償請求義務（第4条）

防衛大臣は、当該入札談合等関与行為によって国に生じた損害の有無及び損害額を調査し、公表しなければなりません。

また、関与した隊員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認められる場合には、防衛大臣は、隊員個人に対して損害の賠償を求めなければなりません。

（ウ）懲戒事由調査義務（第5条）

防衛大臣は、当該入札談合等関与行為を行った隊員について懲戒処分を行うことができるか否かを調査しなければなりません。



航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品談合事案における損害賠償請求

防衛省が損害賠償請求を行った事例としては、オフィス家具等の調達に係る談合に関与した隊員に対して、総額約1.7億円の損害賠償を請求（談合を行った事業者との連帯債務）したものが挙げられます。

（単位：円）

請求相手	件数	請求額（元本）
事業者6社及び隊員等8名（注） （連帯債務）	136	170,454,202

注：隊員等（元補給処長等）に対しては、それぞれの在職期間中に関与した事務用品の調達についての損害額を上限として請求。

エ 入札等の公正を害すべき行為の態様及び処罰（第8条）

隊員が、入札等により行う契約の締結に関して、その職務に反し、次の行為を行うことと定義されています。

（対象は調達等関係隊員に限らず、全隊員が含まれます。）

（ア）事業者等に談合を唆すこと。

（イ）事業者等に入札等に関する秘密（入札価格等）を教示すること。

（ウ）その他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行うこと。

上記いずれかに該当する行為を行った場合は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

【入札談合等関与行為（第2条第5項）との違い】

入札談合等関与行為と異なり、独禁法違反にあたる談合の存在を前提としません。また、入札談合等関与行為の4類型などの特定の方法に限定されておらず、入札等の公正を害すべき行為があれば犯罪が成立します。

オ 入札談合等関与行為と入札等の公正を害すべき行為をした際に問われる諸責任

(ア) 民事上の責任

国等の損害の有無について調査が行われ、故意または重大な過失により発生した損害があると認められる場合は、国から損害賠償を請求されることになります。

(イ) 行政上の責任

防衛省の懲戒処分等の基準には、入札談合等関与行為を行った隊員に対しては、免職、停職等の処分を行う旨定められています。

(ウ) 刑事上の責任

入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。



カ 他の法律の適用

隊員が入札談合に関わっている場合には、**刑法**（第96条の6公契約関係競売等妨害）及び**独占禁止法**（第89条一私的独占、不当な取引制限による競争の実質的制限の罪）**による刑罰が科される場合があります。**

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

(1) 入札談合の代表的なチェック項目



ア 日常的なチェック

入札談合を予防するには、**落札結果や入札状況に不自然な点がないか日常的にチェック**することが有効です。

イ 規則性、不自然さの確認

入札談合は、事業者間で入札前に受注予定者や受注価格を取り決めることですから、**落札結果や入札状況にも、そのような取決めの存在が疑われるような規則性や不自然さが表れる**ことがあります。

ウ 細部のチェックの必要性

下記に掲げたものは一例ですが、これ以外にも、事業者間で事前に何らかの取決めがなされていなければ起こり得ないような**不自然な状況が認められないか**といったことについて、チェックすることが重要です。

チェック項目の一例

入札状況や落札結果に規則性や不自然な点が見られないか？

- ☐ 落札率（落札価格の予定価格に対する割合）が高い（9割台後半など）。
- ☐ 入札参加者がいつも同じ業者で、それぞれの業者が順番に落札している。
- ☐ 入札参加者間の年間受注金額の割合が毎年同じ（シェアの固定）。
- ☐ 新規参入業者が参加した入札の時だけ落札率が低くなる。
- ☐ 複数回の入札で、常に1番札（最も安い価格の札）が同じ業者である。
- ☐ 複数回の入札で、入札参加者の入札金額の順位（低い順）が変わらない。
- ☐ 1社又は少数の業者を除いて、他の業者が一斉に辞退する。

(2) 官製談合の代表的なチェック項目

入札談合等関与行為が存在している場合は入札結果に不自然な状況が現れることが多いため、前ページの入札談合と同じチェックが官製談合防止にも有効です。

更に、過去の官製談合事案の教訓から、次のような観点でチェックすることも重要です。

ア 規則性、不自然さの確認

官製談合が行われている場合、発注者側で事業者の年間受注目標額を設定（割付表を作成）したり、OBの再就職を受け入れている会社の受注量に配慮をしたり、事業者が発注機関の隊員に金品を提供するなどしている例があります。

イ 細部のチェックの必要性

下記に掲げたのは一例ですが、これ以外にも、入札に関して発注者側が関与してはならない部分まで発注者側で取り仕切ったりしていないか、事業者に対して提供してはならない情報を提供したりしていないかといったことについて、チェックすることが重要です。

チェック項目の一例

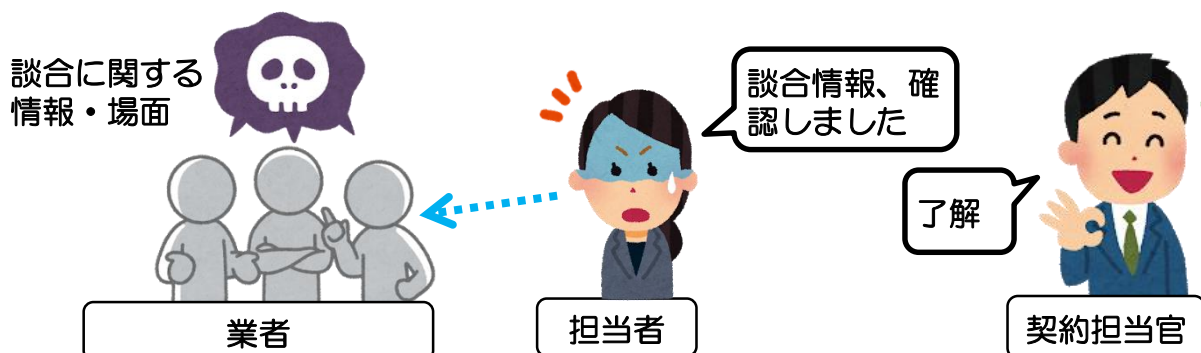
- ☐ 上司や前任者から、業者ごとの年間受注目標額を設定（割付表を作成）するよう指示された（又は、OBが割付表を持ってきて「これをお願いします」などと言われた。）。
- ☐ 上司から、特定の業者に配慮するよう指示された。
- ☐ OBが再就職した年に、当該再就職先の業者の受注量が急増している。
- ☐ OBを含む業者の担当者が、頻繁に執務室に出入りして、上司と密談している。
- ☐ 業者から金品をもらっている隊員がいる。
- ☐ 業者に予定価格や計算価格等を教えている隊員がいる。
- ☐ 年度末の無理な予算執行をしている。

(3) 入札談合に関する情報に接した場合の対応要領

ア 隊員の対応

防衛省・自衛隊では「談合情報等対応マニュアル」が定められています。隊員が入札談合等に関する情報に接したときは、放置せず、直ちに契約担当官等に報告する必要があります。

談合に関する情報に接した場合、放置せず直ちに契約担当官等に報告



イ 契約担当官等の対応

契約担当官等は、談合情報等対応マニュアルをよく理解するとともに、談合等に関する報告を受けた場合、談合情報等対応マニュアルに従った対応を確実に行うことが必要です。

詳細な対応方法については、当該マニュアル本文を御覧ください。

契約担当官等は、談合情報等対応マニュアルに従った対応を確実に実施

談合情報報告書における項目

- 情報を受けた日時
- 対象入札案件名
- 入札実施（予定）日時
- 情報の提供者（氏名、職業、連絡先等）
- 情報の受信者
- 情報入手手段
- 情報の詳細

公正取引委員会

談合情報
報告書



機関等
連絡担当官



契約担当官等

（４）入札談合防止等に関する教育等の実施義務

ア 研修・教育に係る大臣指示等

防衛大臣指示により、各機関等においては、入札談合関連法令等を理解させるための**研修や教育等の強化**を図ることとされています。

また、事務次官通達においても、各機関等で入札談合等関与行為を含む調達経理業務に関する違反行為等について、隊員に対して必要な教育等を実施するものとされています。

- 防衛大臣指示（防衛大臣指示第6号。21. 12. 21）
「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」
- 事務次官通達（防経装第8303号。19. 8. 30）
「調達等関係業務に従事している隊員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」
- 事務次官通達（防人計第8500号。19. 8. 31）
「調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について（通達）」
- 事務次官通達（防経装第6186号。23. 5. 17）
「入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（通達）」



イ 研修・教育の徹底

（ア）繰り返し教育等の必要性

何が違反行為なのか、どこまでが関与している隊員なのかという点について、「知らなかった」、「忘れていた」、「まさか自分も対象だったとは・・・」といったことのないように、**各機関等において繰り返し研修や教育等を実施する必要があります。**

（イ）教育の対象者

調達等関係業務に従事している隊員及び当該隊員になることが見込まれる隊員を教育の対象者とする必要があります。

ここで調達等関係業務に従事している隊員とは、次ページに掲げる調達等関係業務（※1）を恒常的又は継続的に行っている隊員であり、研究開発（※2）、機種選定等（※3）の業務を行う隊員を含みます。また、直接これらの業務に関わらなくとも、※4に該当する隊員も含まれます。

【調達等関係業務】

調達等関係業務	(※1)	ア 調達要求書の作成（当該調達要求のための仕様書の作成を含む） イ 業者の資格審査及び登録 ウ 予定価格の作成 エ 原価監査 オ 契約相手方の選定及び契約の締結 カ 監督及び検査 キ 代金の支払 ク アからキまでに掲げる業務に係る資料の作成（当該資料の合議及び決裁を含む）並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集	
	研究開発業務 (※2)	「研究開発業務」とは、装備品等の研究開発に係る次の業務です。 ア 装備品等研究開発見積依頼及び装備品等研究開発見積りの作成 イ 装備品等研究開発要求の作成 ウ 実施計画の作成 エ 概算要求に係る資料の作成 オ 仕様書の作成 カ 事業者等に対し、性能、所要経費、後方支援等に関する内容を含めた提案書の提出を求める文書の作成 キ 評価基準書の作成及び評価基準に基づく評価の実施 ク アからキまでに掲げる業務に係る資料の作成（当該資料の合議及び決裁を含む）並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集	
	機種選定等業務 (※3)	「機種選定等業務」とは、新たに取得しようとする装備品等の機種選定又は評価基準に基づく契約相手方等の選定に係る次の業務です。 ア 運用要求書の作成 イ 要求性能書の作成 ウ 仕様書の作成 エ 提案要求書の作成 オ 評価基準書の作成及び評価基準に基づく評価の実施 カ アからオまでに掲げる業務に係る資料の作成（当該資料の合議及び決裁を含む）並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集	

◎ 調達等関係業務に従事している隊員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）（防経装第8303号。

19. 8. 30）から抜粋

※4 調達等関係隊員には、調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している隊員の補職替え等について（通達）（防人1第262号。14. 1. 17）に定義されている次の業務も含みます。

○ 調達等関係書類の保安全管理

○ 補給、整備、調達、技術を所掌する部課等の業務で、※1のAからキに密接に係る業務

ウ 入札談合等関与行為に巻き込まれないために

調達等関係業務に従事している隊員は、本人の意思にかかわらず、入札談合等関与行為に巻き込まれるリスクが多分にあります。

このため、管理者は、自身と部下を守るため、該当する隊員をもれなく把握し、調達等関係業務に従事している隊員であるという自覚を促すとともに、補職期間を適正に管理することが必要です。また、繰り返し研修や教育を確実に受けさせることにより隊員の意識改革を促し、入札談合等関与行為に関するリスク及び注意事項について理解させる必要があります。



“知らなかった” “巻き込まれた” ということがないように
→ 参照「2（5）退職者を含む業界関係者等と接触する場合の
対応要領（次ページ）」

エ 調達の公正性をゆがめないために（ゼロ調整防止）

年度末に残予算の執行を過度に追求しようとする、契約を通じて特定の業者との関係が生じる場合が予想されます。それが談合の温床ともなり得るため、厳に慎む必要があります（例えば、年度内に納品等させるため、無理を聞いてくれる特定の業者に落札させるような行為を行う）。

このため、調達に当たっては、調達等関係隊員が規則に基づき適正に契約業務を行うとともに、要求元隊員については、五月雨式に調達要求をすることなく、定められた期日までに計画的に調達要求をすることが必要です。



(5) 退職者を含む業界関係者等と接触する場合の対応要領

調達等関係業務に従事している隊員（67ページ参照）が退職者を含む業界関係者等と接触する場合の対応要領は、事務次官通達及び防衛装備庁長官通知に定められています。

その主な事例は次のとおりですが、詳細については通達や通知を参照してください。

- 事務次官通達（防経装第8303号。19. 8. 30）

「調達等関係業務に従事している隊員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」

- 防衛装備庁長官通知（装管調第89号。27. 10. 1）

「調達等関係業務に従事している隊員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（通知）」

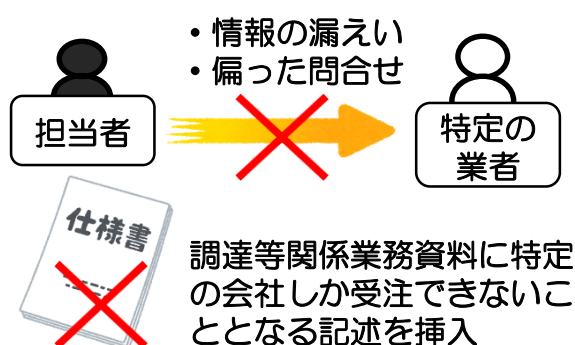
必要と認められる場合のみ接触可

- ・仕様書等作成のため
- ・各種手続き等のため
- ・契約相手方との調整
- ・情報収集、講習会等への参加



業務上の接触を制限するものではなく、情報収集も重要であるため、必要以上に委縮する必要なし。

正当な競争を阻害する行為の禁止

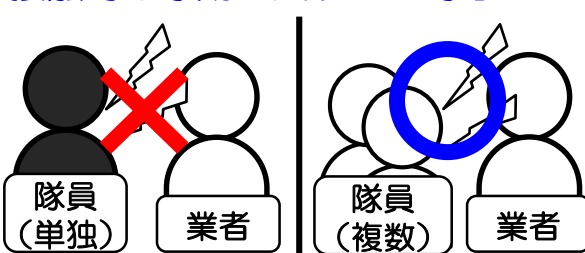


接触場所の制限



やむを得ず執務室で接触する必要がある場合は、パーティションで暫定的に区画する等の適切な情報保全措置が施された場所。

接触時は原則二人以上で対応



退職者が含まれる場合は、少なくとも1名は、部員以上の隊員、幹部自衛官又は幹部自衛官相当の事務官等とする。

適時適切に報告すべき事項

- ・業者から働きかけを受けた場合は、直ちに接触を中止し、速やかに報告
- ・主要な機種選定・研究開発等に従事する隊員が業界関係者と接触した場合は、メールや挨拶のみでも課室等の長に報告



課室等の長が実施すべき事項

- ・事業案件ごとに従事する隊員の一覧表の作成及び更新並びに監査部門への通知
- ・業界関係者との接触で報告を要する場合と要しない場合の指定
- ・事業期間中、週1回程度接触の有無を部下に確認

